

市会議案第 29 号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成 27 年 8 月 5 日提出

吹田市議会議員 山本 力

同 竹村 博之

同 柿原 真生

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合 2 分の 1 復元を求める意見書（案）

日本は、OECD（経済協力開発機構）諸国に比べ、1 学級当たりの児童・生徒数や教員一人当たりの児童・生徒数が多くなっているが、第 7 次教職員定数改善計画の完成後 9 年もの間、国による改善計画のない状況が続いている。地方公共団体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国庫負担に裏付けされた定数改善計画の策定が必要である。一人一人の子供たちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するには、教職員定数改善が不可欠である。

また、新しい学習指導要領により、授業時間数や指導内容が増加しており、日本語指導などを必要とする子供たちや障がいのある子供たちへの対応、いじめ・不登校などの課題もある。これらの解決に向け、少人数教育の推進を含む計画的な教職員定数改善が必要である。

いくつかの地方公共団体において、厳しい財政状況の中、独自財源による定数改善措置が行われているが、国策として定数改善に向けた財源保障をすべきである。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられた結果、地方公共団体の財政が圧迫され、非正規教職員も増えている。子供たちが全国どこに住んでも、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。子供の学ぶ意欲、主体的な取組を引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、平成 28 年（2016 年）度の国の予算編成において、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 子供たちの教育環境を改善するため、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 27 年 8 月 日

吹 田 市 議 会